

議案第25号 令和6年度習志野市一般会計補正予算（第2号）

1	歳入歳出補正予算	補正前	796億3,251万3千円
		補正額	4億3,058万2千円
		補正後	800億6,309万5千円

（歳出概要）・予防接種事業

議案第26号 習志野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民票の閲覧手数料を、「1世帯当たり300円」から「1人当たり300円」に変更するものです。

（施行期日）

令和6年7月1日から施行します。

議案第27号 習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

生活保護法の改正により、進学に加え、就職する際の新生活の立ち上げ費用についても支援するため、「進学準備給付金」が「進学・就職準備給付金」に改められたことから、特定個人情報<sup>\*</sup>の庁内における利用（情報連携）に係る規定を同様に改正します。

<sup>\*</sup> マイナンバーが含まれる個人情報

（施行期日）

公布の日から施行します。

議案第28号 習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の改正等に伴い、改正するものです。

1 市税の減免

個人市民税、固定資産税等について、市長が、減免を受けようとする者又は当該者が所有する固定資産等が減免の要件に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認めるとき<sup>※1</sup>は、職権により減免できるようにするものです。

※1 令和6年1月に発生した能登半島地震災害を踏まえ、大規模災害等により減免の要件に該当することが明らかである者が、減免申請をすることが難しい場合を想定。

2 固定資産税及び都市計画税の特例措置

固定資産税及び都市計画税の特例措置である「わがまち特例」について、次のとおり新設及び特例率を見直します。

区分	対象資産	特例率 <sup>※2</sup>
新設	一体型滞在快適性等向上事業 <sup>※3</sup> により整備した固定資産 <sup>※4</sup>	2分の1

区分	対象資産	特例率 <sup>※2</sup>	
		現行	改正後
縮減	バイオマス発電設備 <sup>※5</sup> のうち出力が10,000kw以上20,000kw未満のもの <sup>※4</sup>	3分の2	7分の6

※2 課税額を減額するため、課税標準額に乗じる割合

※3 民地の一部を連続する公道（歩道）と同一の舗装とした上で、歩行空間、交流・滞在空間等とする整備事業

※4 これらに該当する固定資産は、現在本市にありません。

※5 バイオマスのうち、木竹又は農作物の収穫に伴って生じるものを燃料とする設備に限る。

3 その他文言整理をします。

（施行期日）

1及び2については、公布の日とします。

3については、令和7年4月1日とします。

議案第29号 習志野市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

適正な受益者負担等を確保する観点から、「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、指定管理者の更新に合わせて見直しを行った結果、谷津干潟自然観察センターの使用料を次のように改定するものです。

区 分		単 位	改正前	改正後 <sup>※</sup>
入館券	高校生以上65歳未満の者	1人1回	560円	820円
	65歳以上の者	1人1回	280円	410円
年間入館 パスポート	高校生以上65歳未満の者	1人1年間	2,800円	4,100円
	65歳以上の者	1人1年間	1,400円	2,050円

※ 実際の利用料金は、この額を上限として、令和7年度からの指定管理者が市長の承認を得て定めます。

(施行期日)

令和7年4月1日から施行します。

議案第30号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市津田沼  
 氏 名 田 中 知 華 (たなか ちか)  
 任 期 3 年  
 新任・再任 再任

議案第31号～第36号 工事請負契約の変更について

1 工期延長<sup>※1</sup>及び賃金等の急激な変動に対処するスライド協議による契約に基づく契約金額の変更

(税込み)

議案番号	議決	相手方	工事名	変更前	変更後
31	令和4年第3回定例会	大日本土木株式会社 千葉営業所 <sup>※2</sup>	大久保小学校校舎改築工事(建築工事)	19億1,981万4,600円 (令和5年第3回定例会で当初契約金額「18億400万円」から変更)	19億2,902万1,600円 (920万7,000円増)

※1 全国的な電線ケーブルの供給不足による電線ケーブルの納期の遅延に伴う工期延長(契約期間の末日を令和6年6月10日から同年7月19日に変更)

※2 令和6年4月1日付で「大日本土木株式会社 千葉支店」から名称変更

2 工期延長<sup>※1</sup>による契約金額の変更

(税込み)

議案番号	議決	相手方	工事名	変更前	変更後
32	令和4年第3回定例会	浦安電設株式会社	大久保小学校校舎改築工事(電気設備工事)	2億3,126万7,300円 (令和5年第3回定例会で当初契約金額「2億2,011万円」から変更)	2億3,210万円 (83万2,700円増)
33	令和4年第3回定例会	株式会社 習志野工業	大久保小学校校舎改築工事(空調和設備工事)	2億6,859万3,600円 (令和5年第3回定例会で当初契約金額「2億5,179万円」から変更)	2億6,961万円 (101万6,400円増)

3 賃金等の急激な変動に対処するスライド協議による契約に基づく契約金額の変更

(税込み)

議案番号	議決	相手方	工事名	変更前	変更後
34	令和4年第4回定例会	豊栄工業株式会社	第二中学校校舎改築工事(空調和設備工事)	2億4,921万1,600円 (令和5年第3回定例会で当初契約金額「2億3,210万円」から変更)	2億5,572万5,800円 (651万4,200円増)

4 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置<sup>※3</sup>による契約金額の変更

(税込み)

議案番号	議決	相手方	工事名	変更前	変更後
35	令和6年第1回定例会	株式会社 ナカムラ	屋敷小学校校舎長寿命化改修工事(建築工事)	7億9,371万1,600円	8億140万2,800円 (769万1,200円増)
36	令和6年第1回定例会	株式会社 習志野工業	屋敷小学校校舎長寿命化改修工事(機械設備工事)	3億4,573万円	3億5,098万4,700円 (525万4,700円増)

※3 国土交通省により、令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たり令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価を適用したものについて、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価に基づく請負代金額に変更するものとされた措置

議案第37号 専決処分した事件の承認を求めることについて(習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について)

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和6年3月30日に公布されました。このことに伴い、地方税法の規定に合わせ、習志野市税条例の一部を改正する必要が生じました。しかし、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 個人市民税

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の定額減税を実施することとしました\*。

定額減税の実施に伴い、個人市民税の徴収方法は、次のとおりとします。

\* 県民税と合わせて減税を実施。なお、納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限る。

(1) 給与所得に係る特別徴収の場合

令和6年6月分は徴収せず、定額減税額を控除した年税額を令和6年7月から令和7年5月の11か月で均して徴収します。

(2) 普通徴収の場合

第1期(令和6年6月)の税額から定額減税額を控除して徴収します。

なお、控除しきれない場合は、令和6年8月以後の税額から順次控除します。

(3) 公的年金等の所得に係る特別徴収の場合

令和6年10月の税額から定額減税額を控除して徴収します。

なお、控除しきれない場合は、令和6年12月以後の税額から順次控除します。

2 固定資産税・都市計画税

固定資産税及び都市計画税に係る急激な税負担の上昇を抑制するための負担調整措置を令和8年度まで延長しました。

3 その他文言整理をしました。

(専決処分日)

令和6年3月31日

(施行期日)

令和6年4月1日